

食品安全委員会への意見要請について (肥料・飼料等専門調査会分野)

食品安全基本法第24条第1項において、施策の決定について食品安全委員会に意見を聴かなければならない事項が定められており、肥料及び飼料に関連する主な事項は以下のとおりである。

1 食品安全基本法第24条第1項第1号の「食品衛生法第11条第3項（中略）の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき」等

(これまでの事例)

- 新たに指定される飼料添加物「ギ酸カルシウム」について食品中の残留基準を設定するとき（厚生労働省）等

2 食品安全基本法第24条第1項第3号の「肥料取締法第3条の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき」等

(これまでの事例)

- 普通肥料「けい酸加里肥料」の公定規格を変更するとき（農林水産省）等

3 食品安全基本法第24条第1項第5号の「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定により飼料添加物を指定しようとするとき、同法第3条第1項の規定により基準若しくは規格を設定し、改正し、若しくは廃止しようとするとき」等

(これまでの事例)

- 「ギ酸カルシウム」について新たに飼料添加物として指定するとともに、規格及び基準等を設定するとき（農林水産省）等

4 食品安全基本法第24条第2項の「関係各大臣は、(中略)、当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない」場合

(これまでの事例)

- ポジティブリスト制度の導入により暫定基準が設定された「コリスチン」について、食品中の残留基準を設定するとき（厚生労働省）等

5 食品安全基本法第24条第3項の「第1項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる」場合

(これまでの事例)

- 飼料添加物として指定されている抗菌性物質が飼料添加物として家畜等に給与された場合に選択される薬剤耐性菌について意見を求めるとき（農林水産省）等